

保育所等の利用申込みについて、 オンラインでの手続きが可能になりました！

舞鶴市では、この度、保育所・認定こども園（2号・3号認定）の利用申込みの手続きにあたり、マイナンバーカードを活用した電子申請が可能になりました。ぜひご利用ください。



※なお、引き続き、窓口での書面申請も可能です。

電子申請へのアクセス方法



右記QRコード▶から申請手続きを行ってください。
(所要時間 子ども1人あたり20分程度)



【令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）入所の申込受付期間】

令和5年12月1日(金)～12月22日(金)

※ 受付は、12月22日23時59分までに届いた申請が有効となります。上記期間を過ぎても申請できますが、特別な事情がある場合を除き、この期間に申請された方が優先となります。

※ 令和5年度中の入所を希望する方は、従来どおり、窓口での申請手続きをお願いします。

※ 認定こども園（1号認定）・幼稚園・認可外保育施設等の利用を希望する方は、電子申請に対応していませんので、利用を希望する施設においてお申込みください。

申請に必要なもの

- ①申請にかかる保育事由を証明する書類の電子データ（就労証明書など）
- ②マイナンバーカード
- ③次の電子申請用機器のうち、どちらか

- ・マイナンバーカード対応のスマートフォン
- ・パソコン

※マイナポータルアプリのインストールが必要になります。

※パソコンを利用する場合、ICカードリーダーライター又はスマートフォンによるマイナンバーカードの認証が必要になります。

注意

1. 申請には、電子署名の付与が必要です。
2. 添付書類（保護者の証明書類等）は、**その全てを必ず電子データ（PDFを基本とする）で添付してください。**なお、PDFでの添付が困難な場合は、画像データでも可としますが、画像を添付する際、**必要項目が見切れていたり、不鮮明な場合等は、再提出を依頼することがあります**ので、書類の保管をお願いします。
3. **電子申請受付後、申込内容を変更する場合は、電子申請での変更ができません**ので、窓口までお越しください。
4. 申込内容や添付書類に不備があった場合は、お電話にてご連絡させていただきます。

